

聖籠町告示第二十九号

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高齢者生活応援手当」を「高齢者応援手当（以下「手当」という。）」に改める。

第三条中「町長」を「別に定める日までに、町長」に改める。

第五条見出し中「支給額」の次に「及び支給月」を加え、同条中「支援金」を「手当」に、「三千六百円」を「一万二千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 手当の支給月は、十二月とする。ただし、町長が必要があるとする場合は、支給月を変更することができる。
第七条中「高齢者応援」を削る。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。